

Title	軍事費の支辨方法
Author(s)	汐見, 三郎
Citation	經濟論叢 (1932), 34(3): 515-527
Issue Date	1932-03-01
URL	<a href="https://doi.org/10.14989/130156">https://doi.org/10.14989/130156</a>
Right	
Type	Departmental Bulletin Paper
Textversion	publisher

會學濟經學大國帝都京

# 叢論經濟

號三第 卷四十三第

行發日一月三年七和昭

## 論叢

官吏の俸給 . . . . . 法學博士 神戶正雄

魚食論 . . . . . 法學博士 財部靜治

統計系列論に於ける一課題 . . . . . 經濟學士 蜷川虎三

## 時論

軍事費の支辨方法 . . . . . 經濟學博士 沙見三郎

金再禁後の爲替相場 . . . . . 經濟學士 谷口吉彦

## 研究

紀州家名目金 . . . . . 經濟學士 菅野和太郎

長期景氣波動と世界恐慌 . . . . . 經濟學士 柴田敬

助郷制度に就いて . . . . . 經濟學士 黒羽兵治郎

## 說苑

世界不況<sup>對策としての</sup>國際貸付銀行案 . . . . . 經濟學士 松岡孝兒

印度鐵道の世界的地位に就て . . . . . 經濟學士 金持一

世界經濟論の對立に就て . . . . . 經濟學士 名和統一

## 附錄

新着外國經濟雜誌主要論題

(禁轉載)

## 軍事費の支辨方法

汐 見 三 郎

### 第一序 言

昨昭和六年九月十八日に滿洲に事變が勃發し只今は新國家の成立と共に小康を保つてゐる、更に今昭和七年一月二十九日より上海に事件が續出し局面は日に擴大してゐる、而して滿洲及び上海に於ける形勢は決して樂觀を許さないものがある。この二つの大事件に處する爲めには軍事費の支辨方法を確立する必要がある。

昨昭和六年十二月十三日の金輸出再禁止の副作用として、我が爲替相場が暴落と動搖とを繰り返へし我が財界は異狀を呈してゐる。我が財政も、從來の如き自然増收による剩餘金が巨額に存してゐた時代とは正反對となつて、收入不足金に基く赤字に悩んでゐるのである。赤字財政の時に、財界が不安定なる時に、事件が刻々と進展してゐるのであるから、我國は文字通りに國難に

直面してゐるのである。

この國家非常の時に際し、我が國民は各自の専門に應じて時局に處する對策を講じ以て我が國家生活を擁護せねばならぬ、軍事行動が擴大すればする程、其の背景たる財政を健全にし財界を安定せしめねばならない。茲に軍事費を支辨するに當り如何なる方法を採用する事が最も時宜に適してゐるかを研究するに當り、先づ我國の財政の現状を靜視したいのである。

## 第二 我國の財政の現状

我國の財政の現状を研究するに當り、國家收入の最も重要なものとして經常收入の租税と臨時收入の公債との兩者を研究せねばならぬ。

我國の租税收入は世界大戰の途中から其後漸くは常に自然增收を齎し、かの戰時利得税の如きは豫定額の數倍の實收入額を生じたと云はれてゐる。然しこれは過去の夢に止まり、最近に至り殆んで凡ての租税收入は豫算より減じ所謂自然減收の現象を示してゐる。試みに國税收入を昭和六年度現計と昭和七年度豫算とに付て調べ、それぞれを前年度と比較すると、次の數字を得る事が出来る。

科 目	昭和六年度現計		昭和七年度豫算	
	昭和六年 十一月末	前年度比較 増減(△)	豫算額	前年度豫算 比較 増減(△)
租 所 得 税	三三〇、九六六	△ 五四、八四三	六八五、六六六	△ 九三、六一七
地 租	五三、〇八一	△ 二〇、九〇二	一三五、四〇八	△ 二八、三六五
營 業 收 益 税	一〇、六六七	△ 三三、二八五	五六、四八八	△ 六、三〇七
資 本 利 子 税	一七、一〇三	△ 八、三八四	三〇、五五五	△ 一四、四〇七
相 續 業 税	八、六九四	△ 三九二	一五、〇六四	△ 九二
礦 業 税	六、三六六	△ 一、三五七	二五、八五三	△ 七六六
兌換銀行券發行税	三、四二二	△ 三二〇	四、五六六	△ 三七七
酒 税	九七、二八五	△ 一五、六〇三	一七五、四七三	△ 一、九八九
清 涼 飲 料 税	二、六四八	△ 五三	三、二〇八	△ 六二
砂 糖 消 費 税	四〇、〇二二	△ 三、三四八	七三、七五〇	△ 三、八七六
織 物 消 費 税	一八、〇六八	△ 一七九	二九、五九	△ 二、四八
取 引 所 税	七、〇八二	△ 一、四七〇	一〇、六五四	△ 二、二七
關 稅	六四、八九六	△ 一、六七四	一〇七、二七五	△ 四、九三
順 稅	一、三四二	△ 六六	二、三四	△ 三三
營 業 稅	二	△ 二八	六四、四四五	△ 八、六三四
印 紙 收 入	三六、九七三	△ 二、九四七	二七〇、八七七	△ 二七、三七二
專 賣 局 益 金				

費税、關稅の三種を除き凡ての國稅が巨額の減少を示してゐる事によつて、我が財政の大勢を窺

昭和六年度  
現計は、十一  
月末の數字で  
あるから尙ほ  
會計年度を殘  
し、加ふるに  
減稅の關係が  
あるから、昭  
和五年度の數  
字とは正確に  
之を比較する  
を得ないので  
ある。それに  
しても砂糖消  
費税、織物消

ふ事が出来る。従つて昭和七年度豫算を編成するに當つても、相續税と兌換銀行券發行税と取引所税とを除いては、凡ての國税の收入を昭和六年度豫算より少く見積つたのである。樂觀論者の中には、金輸出再禁止により好景氣が生まれ自然増收を生ずと云ふ議論をする人があるが、之は遺憾ながら見當違ひでなからうか。第一に金輸出再禁止により景氣が出てゐるか否かが問題であり往々にして反對の見解をとる人もある上に、第二の租税收入の大部分が前年度の實蹟により徴收せられる事のあるのを考へると、この豫算でも尙ほ歲入見積過大ではないかと云ふ悲觀論も成立するのである。

要するに昭和七年度の租税收入は豫算より減ずるとも増す事はあるまい。租税收入の減ずる事は經常收入の減ずる事であつて財政にとつても面白くない現象である。故に之が對策としては、經常費を減ずるか又は經常收入を増加するかとの二途の一つ又は二つを出でないのである。前者は行政整理であり、後者が増税又は官業收入の増額である。若槻内閣は行政整理と増税とを併用して此の難關を切り抜けんとしたのであつた。然るに犬養内閣は、この何れの方法をも採らないのみか返つて官吏の増俸を行ふとか積極政策を行ふとか傳へられてゐる。加ふるに對外爲替の暴落に伴ひ政府の對外支拂を増加するの餘儀なきに立ち至つてゐるから、經常收入と經常費との均衡は實質的に前年度よりも悪くなる譯である。

經常收入と經常費との均衡の不調和を補ふ政策として犬養内閣は公債の増發を志したのであ

る。公債の増發と云ふのは、消極的には減債基金の繰入額を減少して公債償還額を少くする事であり、積極的には新規公債を多額に募集する事である。

減債基金の繰入は濱口内閣に於ては三段の構えとなつてゐた。一、前年度首に於ける國債總額の萬分の百十六の金額、二、前々年度剩餘金の四分の一、三、獨逸賠償金の三つである。若槻内閣に至り、獨逸賠償金を除き二段の構えとなつた。更に、犬養内閣に至りては、前々年度剩餘金の四分の一を除き一段の構えとし、而も前年度首に於ける國債總額の萬分の百十六を三分の一に減じたのである。犬養内閣が減債基金の繰入額を一部中止して償還額を減少せんとする政策は、議會解散の爲めに其の目的を達しなかつたが、財政の現状が意外に切迫してゐる爲めに、急に國債整理基金特別會計法第二條を一部停止する事としたのである。即ち

#### 國債整理基金特別會計法第二條

國債整理基金ニ充ツヘキ資金ハ毎年度一般會計又ハ特別會計ヨリ之ヲ國債整理基金特別會計ニ繰入ルヘシ

前項繰入額ノ中國債ノ元金償還ニ充ツヘキ金額ハ前年度首ニ於ケル國債總額ノ萬分ノ百十六以上トシ三千萬圓ヲ下ルコトヲ得サルモノトス

前項ノ規定ノ適用ニ付テハ大藏省證券、借入金、臨時國庫證券及米穀證券ハ之ヲ國債ト看做サス

なる規定に對し、帝國憲法第八條第一項に基き「昭和六年度ニ於ケル國債償還資金ノ繰入一部停止ニ關スル件」が次の如く公布せられたのである。

昭和七年一月三十一日勅令第七號

昭和六年度ニ於テ國債整理基金特別會計法第二條ノ規定ニ依リ繰入ルヘキ元金償還資金ハ四千四百萬圓ヲ限り之カ繰入ラ爲サ、ルコトヲ得

附 則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

この政策は昭和七年度に於ても繼承せらるべく、従つて我が國債は消極的に増發せられる結果となるのである。

犬養内閣は歳入歳出差引き歳入の不足は之を公債を以て補填する事としてゐる。これ積極的の公債の増發であつて犬養内閣の政策の特徴をなしてゐる。かくして昭和六年度及び七年度には、次の如き公債發行總額が豫定せられてゐるのである。

(イ) 昭和六年度の公債發行總額(單位千圓)

種 別	既定又は 豫想額	既發行額	未發行額
道路事業公債(既定)	二、九八六	二、九八六	—
鐵道事業公債(同)	五五、〇〇〇	五〇、〇〇〇	五、〇〇〇
植民地事業公債(同)	一五、六七〇	一四、六三三	一、〇三六
滿洲事件費公債(同)	一〇、九一〇	—	一〇、九一〇
上海事件費公債(同)	三三、〇〇〇	—	三三、〇〇〇
歳入不足補填公債(豫想)	三〇、〇〇〇	—	三〇、〇〇〇
小 計	一七六、六六六	六六、六〇八	一〇九、九五六

滿洲事件費及び上海事件費を除いて考へると、昭和六年度に更に五千五百萬圓の公債を發行し昭和七年度には二億五千七百萬圓の公債を發行する事となつてゐるのである。

減債基金繰入額を増し新規公債を原則として募集せなかつたのが



交 付 公 債	三、三六六	二、三八六	—
六 年 度 總 計	一九七、九五	八七、九五	二〇九、九五八
六年度總計より滿洲事件費 公債と上海事件費公債とを 除きたるもの	一四三、〇三三	八七、九五	五五、〇四八

(口) 昭和七年度の公債發行豫想額(單位千圓)

不成立豫算に計上せられたるもの	各植民地事業公債	一八、五四〇
電話事業公債	小 計	一九、〇七〇
電信事業公債	未確定のもの	
震災善後公債	失業救済のために發行 せらるゝもの(豫想)	三〇、〇〇〇
道路事業公債	合 計	三三、〇七〇
歳入補填公債	交付公債	六、三三〇
鐵道事業公債	七年度總計	二七、七四〇

### 第三 軍事費の支辨

濱口内閣の公債政策であつたのに、犬養内閣は減債基金繰入額を一部停止し新規公債を多額に募集せんとし全く異なる道を歩んでゐるのである。

我が財政が上述の現状にある際に滿洲事件が先づ起り、上海事件が次いで生じたのである。

滿洲事件に關する經費を支辨する爲めには政府は第六十帝國議會に追加豫算を提出し昭和七年三月三十一日までの經費を公債で支辨せんとしたのであつた。然るに第六十帝國議會が解散となりし爲めに、帝國憲法第七十條第一項に依り財政上の緊急處分の手續を採つたのである。其の法規的根據は次の如くである。

昭和七年一月三十一日勅令第六號

滿洲事件ニ關スル經費支辨ノ爲メ政府ハ二千九十一萬圓ヲ限リ公債ヲ發行シ又ハ借入金ヲ爲スコトヲ得  
前項ノ規定ニ依ル公債ノ發行價格差減額ヲ補填スル爲メ必要アル場合ニ於テハ前項ノ制限以外ニ公債ヲ發行シ又ハ借入金ヲ

軍事費の支辨方法

第三十四卷

五二二

第三號

五七

爲スコトヲ得

附 則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

此の勅令が公布せらるる二三日前より上海に事變が勃發し急に經費を必要とするに至つたのである。上海事件に關しては、滿洲事件と同じく財政上の緊急處分により經費を支出する事となり二月十五日に次の勅令を公布したのである。

昭和七年二月十五日勅令第十四號

滿洲事件ニ關スル經費支辨ノ爲メ政府ハ昭和二年勅令第六號ニ依リ起債シ得ル金額ノ外三千四百萬圓ヲ限リ公債ヲ發行シ又ハ借入金ヲ爲スコトヲ得

前項ノ規定ニ依ル公債ノ發行價格差減額ヲ補填スル爲メ必要アル場合ニ於テハ前項ノ制限以外ニ公債ヲ發行シ又ハ借入金ヲ爲スコトヲ得

附 則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

滿洲事件費公債と上海事件費公債とが新たに加つた爲めに、昭和六年度の公債發行豫想額は結局二億圓近くとなつたのである。勿論この一億九千萬圓の中には約二千萬圓の交付公債が存してゐるから、差引き一億七千六百萬圓の公債を募集せねばならぬ事となつてゐる。昭和七年度の公債發行豫定額二億五千七百萬圓の中で交付公債を除くと、結局二億五千百萬圓を募集する事となる。

最近十年間に於ける我國の國債の現在高を調べると、次の第二表を得る事が出来るのである。

第二表 最近十年間に於ける國債現在高比較表(單位千圓)

年	増減		高	年末現在高
	起債高	償還高		
大正十一年	七六八、九〇八	五五八、四七八	二一〇、四三〇	四、五五、四八八
十二年	七〇八、二九七	五四九、八六四	一五八、四三三	四、四三、七六一
十三年	一、二四四、四四四	九六、〇四一	三二八、三九三	四、七四二、一七四
十四年	八三三、七九	五八、七六六	三六五、〇三三	五、〇〇六、一三三
昭和一年	五〇四、〇九	三六七、九五三	一三六、一四一	五、一四二、二五七
二年	五三一、〇七九	四五一、三三三	一九七、五五	五、三三九、〇一一
三年	八七九、六七	四四二、三三一	四三七、五五五	五、九九、五四七
四年	四四一、六三〇	三三五、四四九	一〇六、一七〇	五、九五、七八
五年	六三三、四三三	五九、九八八	一三三、四四四	六、二九、一六三
六年	三〇〇、一六〇	三六、五二七	二六、三五六	六、〇三、八〇五

昭和五年に至るまで常に膨脹の一途を歩んで来た國債現在高の趨勢を喰ひ止め、昭和六年に至り、初めて償還額が起債額に超え、初めて國債の市價が安定したのである。然るに犬養内閣は金輸出再禁止と共に公債増發政策を行はんとするのである

から、公債市價が激落したのは無理からぬ事である。而して公債を増發する傾向は、滿洲事件及び上海事件により一層増大せられるのである。

戦費支辨方法を大別して三とする事が出来る。非常準備金と公債と租税とが即ち之である。非常準備金は獨逸のスパンダウの塔の中の準備金の如く金銀の形式にて保存し動員費又は開戦費と

して之を用いる事が出来る。更に兵器彈藥のストックを多量に有してゐるとせば、これ亦物品の形式をとる非常準備金と云はねばならぬ。然し此等の非常準備金は戰費の極めて一小部分を占むるに止まり、時局の發展と共に消耗せられるものである。結局の所は戰費の支辨方法としては公債と租税との二つか又は其の中の一つに依らねばならない。

滿洲事件及び上海事件が極めて簡單なる事件であれば、或は現在の犬養内閣の公債政策で押し進むのも一方法である。即ち財政上の緊急處分として昭和七年三月末日までに支出する事となつてゐる約五千萬圓で全部の解決がつくものであれば、そんな懸念しなくてもよい。然し事態はもつと重大ではないか。或は昭和七年三月末日までに尙其れ以上の經費を要し、更に昭和七年の新會計年度に入り相當巨額の軍事費を費す懸念が多少でもあれば、公債萬能にて軍事費を支辨する政策は行詰まりを生ずるのである、私は之を憂ふるものである。

昭和六年度發行豫想額一億七千六百五十六萬圓の中で九千二百十萬圓と昭和七年度發行豫想額二億五千百七萬圓の中で一億九千百七萬圓とは大藏省預金部で引受ける事を預金部資金運用委員會で決議せられたのである。而して滿洲事件公債と上海事件公債との兩者をも大藏省預金部で引受けしめる事となつてゐると新聞紙が傳へてゐる。大藏省預金部の資金は殆んど之を郵便貯金に仰ぎ、銀行預金と金錢信託とが漸減する大勢あるに拘らず郵便貯金が依然増加し二十六億圓の巨額に上つてゐる爲めに、今後の新規發行公債の引受者としては預金部が最も有力なるものとなつ

てゐる。然し根本問題として考ふるに、郵便貯金は主として農民及び勤勞生活者の零碎なる資金の集積なるが故に其の資金の運用には確實の原則と地方還元の原則と社會政策の原則との三原則が重要であつて、國債の引受所として大藏省預金部を利用する事には一定の限度を設けねばならぬ、かの預金部資金運用委員會を置きたる趣旨より見るも此事は明かである。故に限度以上に公債を發行し市場で消化し切れず大藏省預金部でも引受けられないとなると、勢ひ公債を日本銀行に引受けしめインフレーションを起さしむる方法を探らねばならぬ。高橋大藏大臣は、原則として國民の應募能力（一般投資者、金融市場、預金部の應募能力）を超えて公債を發行する事を避けたいと云ふ意向の様であるが、なるべく此の原則を嚴守し日本銀行引受の形式を斷念せねばならぬ。もし此の方針で進むのであれば軍事費支辨の他の方法たる増税を考察する必要がある。

歐洲大戰に際し即決主義の獨逸は専ら公債により戰費を支辨し、自重主義の英國は公債租税併用主義を用ひ、遂に獨逸は戰鬪に勝ち財政々策に敗れ、戰爭は聯合國の勝利に歸したのである。滿洲事件及び上海事件は日露戰爭以上の重大なるものであると軍事專家が言つてゐるが、果して然らば高橋大藏大臣は日露戰爭當時以上の自信ある財政々策を確立せねばならぬ。日露戰爭當時には公債と増税とを併用して戰費を支辨し、而して公債十四億圓の大部分、即ち八億圓は外債によつたのである。今度の事變については英米にて外債を募集する事は斷念すべく、假りに募集するとして佛國あるのみであるが、多額を期待する事は無理であらう。従て問題は内債か租税かと云ふ事に歸着するのである。恰も金輸出再禁止以來爲替の安定を缺き、金から物への動きが強

い今日の我國に於ては、多額の公債を市場に求める事は到底不可能である。預金部の引受能力を超過した部分は勢ひ日本銀行に引受けしめねばならぬ。兌換制度が確立してゐる時であれば日本銀行は引受能力にも限度があるが、兌換停止の今日にありては日本銀行の引受能力は——財界を犠牲にする事を辭せなければ——無限であるから、動もすればインフレーションの誘惑にかかり易いのである。全體の軍事費の見當は大體どの位かかるのであらうか、簡單に片付くのであれば心配は無用である。然し今回の事變が文字通りに日露戦争以上ならば、公債の外に増税を併用し、腰を入れてかからねばならぬ。

經常費減少の赤字財政であるから、何事もなくとも行政整理か増税かで進むのが財政の常道である。然るに滿洲事件及び上海事件により一方經費が大となると共に収入が益々減じてくると、一層増税を行ふ必要が大となつてくる。直接戰費は其の支拂が急速を要し公債によるほか仕方が無からう。然し間接戰費即ち「直接戰費のために増加したる公債の利子額」と消極戰費即ち「事件の影響に基き租税収入が減少せし額」とは、どうしても租税又はその他の經常收入の増加によるべきである。殊に金輸出再禁止に伴ふ財界の變動、滿洲事件及び上海事件に際し富を増した人もあるから、社會正義の要求から云つても適當なる増税を行ふべきである。公債によるインフレーションは主として勤勞生活者に犠牲を拂はしむるものである。故に公債による經費支辨の一部分を、應分擔税の原則の行はるる租税にて補ふべきでなからうか。

#### 第四 結 論

軍事費の支辨を公債のみにて行ひ、殊に兌換停止の時に中央銀行引受の形式をとる事は一時的には容易なる方法であるが、インフレーションが行はるるに従ひ、財政的にも直ちに弊害を流すものである。若しインフレーションにより爲替相場が一層下落すれば、軍需品購入費の如き物件費を一層高める事となり更に俸給費、恩給費、遺族扶助料費を増額せしむるの止むなきに至るのである。軍事費の支辨に租税を併用する事は一時的には不人氣を伴ふであらう。然し戦場に生命を賭して戦ふ人がある際に、國內の有産者が増税の方法により多少の犠牲を拂ふ事は決して不平の事でない。義捐金による私的奉仕もよからうが、それよりも一層合理的なる方法を取り租税による公的奉仕を行ふのも必要でなからうか。

軍事費支辨方法としての増税は種々考へられる。國税だけに止めるか、又は義務教育費國庫負擔金を通じて地方税にまでも及ぼすかが第一の問題である。又國税の中の如何なる税目を選ぶべきか、新税か増税か兩者併用かが更に問題となる。又租税以外の經常收入に着眼するのも一方法であらう。總選舉が終了し臨時議會が目前に切迫してゐる。政府が舉國一致の軍事行動たる事に確信を有するのであれば、軍事費の支辨に際しても公債一本槍の安易なる方法を棄てて臨時議會に増税案を提出し公債増税併用の堅實なる財政策に従ふべきである。選舉前の減税の公約の如きに捕へられて大事を誤るが如き事は國家の爲めに採らざる所である。

軍事費支辨方法としては公債と増税とを併用すべし、公債を募集するとしても成るべく日本銀行に引受けしめずして原則として國民の應募力に適合せしめねばならぬ、これ私の主張である。